

— マイナ保険証をまだお持ちでない方へ —

資格確認書のご案内



当健康保険組合の加入者であることを証明する「資格確認書」をお送りします。記載内容をご確認のうえ、大切にお取り扱いください。

交付対象

マイナンバーカードの健康保険証
利用登録がお済みでない方

※行き違いで、すでにマイナンバーカードの健康保険証
利用登録をされている場合は、何卒ご容赦ください。

2025年(令和7年)12月2日から 従来の健康保険証は使えません

医療機関の窓口で「資格確認書」を提示してください。今まで通り
健康保険が使えます。



2025年12月2日以降は、従来の健康保険証の返却は不要です。
各自で処分をお願いします。

こんなとき、どうすればいい？

退職した・扶養からはずれた

- ▶ 資格確認書を返却

氏名に変更があった

- ▶ 資格確認書と「氏名変更届」を提出

住所に変更があった

- ▶ 「住所変更届」を提出し、資格確認書の
住所欄をご自身で新住所に書き換え

マイナ保険証の登録を行った

- ▶ 資格確認書を返却

資格確認書をなくした・き損した

- ▶ 「資格確認書 滅失・き損届」、
「資格確認書(再)交付申請書」を提出
き損の場合は、資格確認書を添付

- 手続きは、お勤めの会社のご担当部署を通じて
お願いします。任意継続の方は健康保険組合へ
直接、手続きを行ってください。

- やむを得ない場合を除き、**マイナ保険証をお持ちの
方への資格確認書の再交付**は行いません。

手続き等の詳細は、
当健康保険組合ホームページへ



資格確認書には有効期限があります。ぜひマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

裏面へ

東京都自動車整備健康保険組合

もう

マイナ保険証で
安心・便利に

マイナ保険証が
使いやすく

マイナ救急

病歴や飲んでいる薬が
把握でき、
適切な応急処置や
病院の選定に役立ちます



各種手続きがラクラク

マイナポータルと連携して
医療費控除の申請が簡単に

医療費が高額の場合も
申請なしで自己負担限度額
までの支払いに



過去のお薬・診療内容を 正確に共有して 質の高い医療に

薬や検査の重複も
防げます



マイナ保険証が基本です

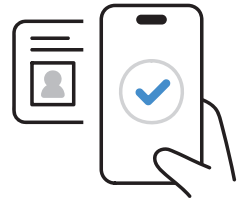
デフォルト

スマホ搭載で

マイナンバーカードの 持ち歩きが不要に

2025年9月～

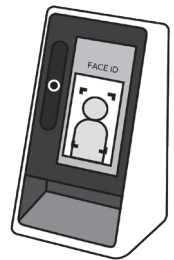
順次、医療機関で
使えるようになります



ご利用には、マイナンバーカードの
健康保険証利用登録が必要です。

カードリーダーでの認証が よりスムーズに

顔認証がうまくいかない・
暗証番号を忘れた、
といった場合の目視確認が
しやすくなりました



医療機関の診察券とマイナンバーカードの
一体化も進行中!

あなたもそろそろ **マイナ保険証にしませんか?**

すでにマイナンバーカードを
お持ちの方は、Step2のみ

Step 1 マイナンバーカードの作成

【用意するもの】

- 交付申請書

「交付申請書」がない場合は、マイナンバー総合サイトでダウンロードし、郵送で申請可。

【申請の方法】

- オンライン
(スマホ・パソコンなど)
- 郵送
- まちなかの証明写真機

→ 「交付通知書」が届いたら、指定の場所で受け取る

Step 2 健康保険証の利用登録

【用意するもの】

- マイナンバーカード
- カード取得時に
登録した暗証番号(4ケタ)

【登録の方法】

- マイナポータル
- セブン銀行ATM
- 医療機関・薬局の
カードリーダー

→ どの方法でも、画面に従って入力すればOK!

詳しくは、厚生労働省Webサイトをご覧ください

マイナンバーカード 保険証利用

